

定 款

公益社団法人 中部海事広報協会

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 (名 称)	1
第 2 条 (事 務 所)	1
第 2 章 目的及び事業	1
第 3 条 (目 的)	1
第 4 条 (事 業)	1
第 3 章 会 員	1
第 5 条 (法人の構成員)	1
第 6 条 (会員の資格の取得)	1
第 7 条 (経費の負担)	2
第 8 条 (任 意 退 会)	2
第 9 条 (除 名)	2
第 10 条 (会員資格の喪失)	2
第 4 章 総 会	2
第 11 条 (構 成)	2
第 12 条 (権 限)	2
第 13 条 (開 催)	3
第 14 条 (招 集)	3
第 15 条 (議 長)	3
第 16 条 (議 決 権)	3
第 17 条 (決 議)	3
第 18 条 (決議及び報告の省略)	4
第 19 条 (代 理)	4
第 20 条 (議 事 録)	4
第 5 章 役 員 等	4
第 21 条 (役員の設置)	4
第 22 条 (役員の選任)	4
第 23 条 (役員の責任の一部免除)	4
第 24 条 (理事の職務及び権限)	5
第 25 条 (監事の職務及び権限)	5
第 26 条 (役員の任期)	5
第 27 条 (役員の解任)	5

第 28 条（役員の報酬等）	5
第 29 条（顧 問）	5
第 6 章 理事会	6
第 30 条（構 成）	6
第 31 条（権 限）	6
第 32 条（招 集）	6
第 33 条（決 議）	6
第 34 条（決議の省略）	6
第 35 条（議 事 録）	6
第 7 章 資産及び会計	6
第 36 条（事業年度）	6
第 37 条（事業計画及び収支予算）	6
第 38 条（事業報告及び決算）	7
第 39 条（公益目的取得財産残額の算定）	7
第 8 章 定款の変更及び解散	7
第 40 条（定款の変更）	7
第 41 条（解 散）	7
第 42 条（公益認定の取消し等に伴う贈与）	8
第 43 条（残余財産の帰属）	8
第 9 章 公告の方法	8
第 44 条（公告の方法）	8
第 10 章 事務局及び専門委員会	8
第 45 条（事 務 局）	8
第 46 条（専門委員会）	8
第 47 条（各種規程の制定）	8
附 則	9
改訂履歴	9

公益社団法人 中部海事広報協会 定款

(平成25年4月1日制定)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人中部海事広報協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を愛知県名古屋市港区に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本協会は、中部地区において、海の恩恵を始めとする海事思想の普及宣伝を行い、もって一般国民の海事に関する知識の啓発を図り、あわせて海事産業の発展を期することにより、平和を希求する海洋国家日本の経済社会の維持発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民全般に対する海の恩恵を始めとする海事思想の普及宣伝
- (2) 国民全般に対する国民の祝日「海の日」の広報、海事知識の啓発等
- (3) 海事に関する資料の収集
- (4) 海事に関する研究会、講演会、フォーラム、イベント、コンクール等の開催及び協力
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び福井県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会の会員は、次の4種とし、普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

この法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会员 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同して援助を与えるため入会した地方公共団体、その他の公法上の法人
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 海事に関し功労があった者で、総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第 6 条 本協会の普通会员、特別会員又は賛助会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申

込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更を会長に届けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、普通会员になった時及び毎年、普通会员は会費を、賛助会員は賛助会費を払う義務を負う。特別会員、名誉会員は会費の納付を要しない。

2 前項の会費は、1口・年額1万円より、とする。

3 会員の資格を喪失した者は、本協会に対し、既納の会費その他の返還を請求することができない。

4 受取会費の経費処分については、公益目的事業会計と法人会計に折半するものとする。

（任意退会）

第 8 条 普通会员、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条

前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総普通会员が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

（構成）

第 11 条 本協会の総会は、すべての普通会员をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の総会とする。

（権限）

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、年一回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総普通会员の議決権の10分の1の議決権を有する普通会员から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招 集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 2 週間前までに普通会员に通知を発しなければならない。

（議 長）

第 15 条 総会の議長は会長がこれに当たる。

（議 決 権）

第 16 条 総会における議決権は、普通会员 1 名につき 1 個とする。

（決 議）

第 17 条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した普通会员の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第 18 条 理事又は普通会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が普通会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(代 理)

第 19 条 総会に出席できない普通会員は、他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該普通会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設定)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事又は常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事又は常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の一部免除)

第 23 条 本協会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことに

よる損害賠償責任を法令で規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。

4 専務理事又は常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 会長及び副会長、専務理事又は常務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、事務局長を兼務する場合は、この限りではない。

(顧問)

第 29 条 本協会に任意の機関として1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じ会議に出席して意見を述べること

3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 顧問の報酬は無償とする。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務理事又は常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議 事 録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につい

ては、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 44 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局及び専門委員会

(事 務 局)

第 45 条 本協会に事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、会長の命を受けて事務に従事する。

4 理事は、事務局長を兼務することができ、この場合は事務局長の地位に基づき給与等を支払うことができる。

(専門委員会)

第 46 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは理事会の同意を得て、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 専門委員に関する規程は、理事会の同意を得て、会長が定める。

(各種規程の制定)

第 47 条 給与規程、公印管理規程、現金・預金等の管理方法等に係る規程、文書保存規程は、理事会の決議をもって別に制定するものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は高橋治朗とする。
- 3 本協会の最初の業務執行理事（常務理事）は田崎美代治とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は、令和6年5月24日から施行する。